

翻 訳

『匿名のガル年代記』第三巻（翻訳と注釈）

[第13章から第26章（終章）まで]

荒 木 勝

以下の翻訳は、写本ザモイスキ版、センジヴォヤ版、ヘイルスベルスキ版を検討したカロール・マレチンスキ K. Maleczyński の校訂本を用いた (Galli Anonymi Cronicae et Gesta Ducum sive Principum Polonorum [Monumenta Poloniae Historica, Nova series, Tomus II, Cracoviae 1952])。

注釈に関しては、ビェロフスキ (A. Bielowski)、マチレンスキ、プレジア (M. Plezia)、グロデツキ (R. Grodecki)、ブイノッホ (J. Bujnoch)、シラフトフスキ・ケプケ (I. Szlachtowski, R. Koepke) に拠った。注釈においては、注釈者の見解をそれぞれに

Bielowski → [Bi]、Plezia → [P]、Grodecki → [G]、Bujnoch → [B]、Maleczyński → [M]、I. Szlachtowski, R. Koepke → [S]

と略記し、以下にその見解を紹介した。それ以外の注釈は訳者のものである。参照した翻訳は、グロデツキ訳をふまえたプレジアによるポーランド語訳 *Anonim tzw. Gall, Kronika Polska*, Kraków 1982 [BIBLIOTEKA NARODOWA, Nr. 59]。ブイノッホのドイツ語訳 *Polens Anfänge, Gallus Anonymus, Chronik und Taten der Herzöge und Fürsten von Polen*. Verlag Stria, Graz-Wien-Köln 1978 である。典拠については、聖書は、シュトゥットガルト版の *Biblia Sacra iuxta Vulgatam Versionem* 1969 (その翻訳は、とくにことわりがない限り、『合同訳聖書』日本聖書協会、1991年) に拠った。ギリシヤ・ラテンの古典については、*The Loeb Classical Library* に拠った。12～13世紀の東欧の年代記類については、*Monumenta Germaniae Historica, Scriptorum* に拠った。

第十三章 ポーランド公¹⁾ボレスワフへの皇帝の手紙

「皇帝なる我、ポーランド公に好意を表し、挨拶を送る。汝の勇気を知り、我が諸公の忠告に同意し、我、三百マルクを汝より受け取らば、平和のうちにこの地より立ち去らん。また同時に我等において和平と友好の絆が結ばれば、これにて我が名誉は保たれん。しかして、汝もしこれを拒まんとすれば、クラコフの町にて、すみやかに我を待ちうけることにならん。」

(13) EPISTOLA CESARIS AD DUCEM¹⁾ POLONICUM BOLEZLAUM

Cesar Boleslao duci Polonie gratiam et salutem. Tua probitate comperta, meorum principum consiliis acquiesco : et CCC marcas recipiens, hinc pacifice remeabo. : Hoc mihi satis sufficit ad honorem, : si pacem simul habuerimus et amorem. : Sin autem hoc tibi placuerit reprobare, : in sede cito Cracouiensi me poteris expectare. :

- 1) [P] 年代記作者は、ボレスワフ・クシヴウスティを一度も「王」とは呼んでいない。しかしザモイスキ版、センジヴォイ版、ヘイルスベルスキ版のいずれの写本も「王」Rex と書いている。それゆえ、写本での「王」は年代記の作者に依るものではないと思われる。

第十四章

一一九

これに対して、北の公は応えた¹⁾。「皇帝に対して、ポーランド公たる我、ボレスワフは確かに和平を結びたく思う。しかし、デナル金貨²⁾に希望を託してではない。まさしく、行くも帰るも汝等の皇帝の権限に属することである。しかし、脅迫か、あるいは一方的な条件によってでは、安価なオボル銭³⁾の一銭も汝は我がもとに見出すことはできないだろう。なぜなら、汚名のうち

に永く平和にポーランド王国を保持するよりは、今この時、確固たる自由のために、ポーランド王国を失う方がよいからだ。」⁴⁾

(14) RESCRIPTUM AD CESAREM

Ad hec dux septentrionalis¹⁾ remandavit : Cesari Bolezlauus dux Polonorum : pacem quidem, sed non in spe denariorum²⁾. : Vestre quidem cesaree potestati ire consistit vel redire, : sed apud me tamen pro timore vel condicione nec ullum poteris vilem obulum³⁾ invenire. : Malo enim ad horam regnum Polonie salva libertate perdere, : quam semper pacifice cum infamia retinere⁴⁾ :

- 1) [訳注] 第二卷第三九章の注(3)参照。
- 2) [P] 古代ローマの貨幣で、中世においても、その名は流布していた。ここでは、オボル貨幣との対比においてより高価な貨幣単位を意味している。
- 3) [P] ギリシアの小銭。ここでは、一般に小銭の意味で用いられている。
- 4) [M] 以上の二つの手紙は、ガル自身によって作成されたものである。

第十五章

この回答を聞いた後、皇帝はヴロツワフの町に近づいたが、そこでは生者の代りに死者しか手に入れることができなかった¹⁾。皇帝はクラコフへ赴く振りをして、長い間あちこちと川の周囲を歩き回り、こうすることによってボレスワフに恐怖を与え、彼の心を変えることができるのではないかと考えたが、ボレスワフは全く態度を変えず、以前と同じ返事を使者に与えただけであった。それゆえ皇帝は、そこにこれ以上長く留まれば、名誉や戦果を得るよりも、むしろ損失と恥辱に身を晒すことになるかと悟り、貢納としては屍以外のものは何も運ばずに、帰還することを決意した。

皇帝は、以前は傲慢に大金を要求し、最後にはわずかな額しか望まなかったけれども、一デナルの金貨も手に入れることができなかった²⁾。傲慢な心を抱いてポーランドの古き自由を軛の下につなごうとしたが、正義の裁き主は³⁾、

この企てを虚しきものにされ⁴⁾、顧問官シフィエントポウクにおけるあれこれの不義不正を罰したもうた⁵⁾。

(15)

Hiis auditis cesar urbem Wratislaviensem adivit, : ubi nichil nisi de vivis mortuos acquisivit¹⁾ : § Cumque diucius ire se Cracow simulando, huc illucque circa fluvium circumviaret : et Bolezlauo sic terrorem incutere : eiusque animum revocare : cogitaret, : Bolezlauo ideo nichil omnino diffidebat, : nec aliud legatis, quam superius respondebat. : § Videns ergo cesar diu stando sibi pocius dampnum et dedecus quam honorem vel proficuum imminere, : disposui, pro tributo nichil portans, nisi cadavera, se redire. : Unde quia prius superbe magnam pecuniam requisivit, : ad extremum pauca querens, neque denarium acquisivit²⁾ : § Et quoniam superbe libertatem antiquam Polonie subigere cogitavit, : iustus iudex³⁾ illud consilium fatuavit⁴⁾ | et iniuriam in Suatopolc consiliarium et illam et aliam vindicavit. : ⁵⁾

- 1) [M] この戦闘は、カドゥベックがブシェポーレ Psie Pole (「犬の野」) において行われたと述べている戦と同一のものであるように思われる。カドゥベックは、この戦を詳細に描いているが、ガルにおいてはそれ程重視されていない。[訳注] カドゥベックの年代記の当該箇所は次のようである。“Superest argumento loci appellatio ; ad quem tanta canum confluxerat numerositas, qui tanto cadaverum esu in quamdam feritatem prorupere lymphaticam, ut nullis illo pateret commeatus. Ideoque caninum campestre locus ille nuncupatur.” (M. P. H. t. 2) 「この証拠として、場所の名前が今日まで残っている。すなわち、そこに無数の犬が集まり、非常に多くの屍を食べて狂気に陥ったので、誰も敢えてその場所を通ろうとする者がいなかった。そこからこの場所は『犬の野』と呼ばれている。」
- 2) [M] ガルは、皇帝はいかなる貢納も受け取らずに帰還した、と説明しているが、エッケハルトはこれを否定している (MGSS. IV 243)。
- 3) [M] Psalm, 7-12. “Deus iudex.” 『詩編』七一一二「正しく裁く神」。
- 4) [P] ヘイルスベルスキ版の写本では、この箇所に破損があり、そこに以下のような書き込み(クローマーの手による)がなされている。「なぜなら、皇帝は大きな辱めを負って自分の国に帰ったからである。他方、クシヴウステイというあだ名のボレスワフは皇帝ヘンリクとの間で行った戦の後、ボヘミア人、ボモジャ人、ルテニア人と戦を行い、輝かしい勝利を取めた。」“quia cesar cum satis copiosa confusione ad propria remeavit. Iste Boleslau congnominatus est Krzjzjwoustij, qui post bellum,

quod habuit cum Henrico cesare, postea cum Bohemis, Pomoranis et Ruthenis
multa bella prospere gessit, atque gloriosus triumphavit.”

- 5) 〔訳注〕シフィエントポウク——モラヴィア公。後にチェコ公（一一〇七——一〇九年）。第二卷の注（12）を参照。

第十六章 シフィエントポウクの死について

さて、たまたま我々は、シフィエントポウクについて思い起こすこととなったが、他の人々を匡正する縁^{よすが}として、彼の生涯と死について若干の言葉を費すことは、骨折りがいのあることでもあろう。

さて、シフィエントポウクは、もともとモラヴィアの世襲の公であったが¹⁾、大いなる野心を抱き、自分の君主ボジヴォイ²⁾からボヘミア公国を奪い取った。生れは高貴であり、性格は豪胆³⁾、騎士の業に秀いでいたが、信義に欠け⁴⁾、気質において狡猾なところがあった。というのは、シフィエントポウクの勧めによって皇帝はポーランドに侵入したが、シフィエントポウク自身は一度ならず、しばしばポレスワフに忠誠を誓い、ポレスワフと一つの盾で結ばれ⁵⁾、ポレスワフの勇気と助力でボヘミア王国を手に入れたからである。ブラハにおいてシフィエントポウクを即位させるために、ハンガリア王コロマンとともにモラヴィアに兵を進め⁶⁾、またハンガリア王が帰還した後も、ボヘミアの森に踏み入ったのもポレスワフではなかったか。もしボジヴォイが約束に従って、カミエニの砦⁷⁾をポレスワフに与えなかったならば、ポレスワフはそこから退くことはなかったであろう。さらにポレスワフは、ボヘミアから逃げてきた多くの者を自分のところに留め、扶持を与えたが、彼らはポレスワフ自らがボヘミア公になることを希望し、前もってポレスワフの恩顧を得ようと思っていたのである。実際、シフィエントポウクは、当時は小さな土地とわずかな財産しか持っていなかったからである。他方、シフィエントポウクはポレスワフに、次のような誓いを立てていた。「もしいつか、ある方法で、ある謀によって、自分がボヘミア公になったならば、私はいつもあなたの忠実な友となり、互いに一つの盾となろう。そして国境にある砦をポレスワフに返還するか、あるいは全くそれを打ち壊すことにしよう」と。しかし、公国を手に入れると⁸⁾、誓いを破り⁹⁾、約束を守らず、人殺しを犯して¹⁰⁾神を恐

れなかった¹¹⁾。それゆえ神は、他の人々に対する戒めとして、彼の業に相応しい償いを求めた¹²⁾。すなわち、ある時、彼が全く安心して武器を持たず、自分の兵士達のただ中でラバに乗っていた時、名もない一人の騎士の槍に刺し貫かれて倒れたのである¹³⁾。彼の家来の中でも誰一人彼の復讐のために手を挙げる者はいなかった。

さて、このようにして、皇帝は、ポーランドから凱旋し帰国したが、喜びの代りに悲しみを¹⁴⁾、貢納の代りに死者の屍を記念として持ち帰った。他方、ポーランド公ボレスワフは、皇帝が近くにいっても彼を恐れず、去った後ではなおいっそう皇帝を恐れることはなかった。

(16) DE MORTE SWANTOPOLC

Et quia forte Suantopolc ad memoriam revocamus, : opere precium est, ut aliquid de vita et morte ipsius ad correccionem aliorum inducamus. : Igitur Suatopolc dux Morauiesis hereditarie prius extitit¹⁾ : postea vero ducatum Bohemie Boriuoy²⁾ suo dominio plenus ambicione supplantavit : §genere quidem nobilis, natura ferox³⁾, militia strennuus, sed modice fidei⁴⁾ et ingenio versutus. : Huius enim consilio cesar Poloniam intravit, : qui Bolezlauo non semel sed frequenter iuraverat, : qui cum Bolezlao unum scutum coniunxerat⁵⁾ : qui virtute Bolezlai et auxilio regnum Bohemicum acquisierat. : §Numquid non Bolezlaus pro Suatopolc Prage ponendo cum rege Vngarorum Colummanno Morauiam intravit⁶⁾, : silvas, Bohemie rege redeunte penetravit. : Utique fecit. : §Nec sic inde remearet, : nisi Boriuoy castrum Kamencz⁷⁾ pro paccione sibi daret. : Insuper etiam Bolezlaus de Bohemia multos ad ipsum iam fugientes : preocupaturos gratiam, ipsum ducem fore sperantes, : et retinebat et pascebat, : quia Suatopolc parvam terram, paucasque diviitas tunc habebat. : E contra Suatopolc Bolezlao iuravit, quia si dux Bohemorum quocumque modo vel quocumque ingenio quandoque fieret, : semper fidus eius amicus unumque scutum utriusque persisteret, : castra de confinio regni vel Bolezlao redderet, : vel omnino destrueret. : §Sed ducatum adeptus⁸⁾ nec fidem⁹⁾ tenuit : iurata violando, : nec Deum timuit¹¹⁾ : homicidia perpetrando¹⁰⁾. : Unde Deus ad exemplum aliorum sibi dignam

